

2026年度 事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウト によるディープテック・スタートアップ創出等促進事業

【1】調査事業

公募説明会資料

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
スタートアップ支援部 人材支援・オープンイノベーション促進チーム
カーブアウト事務局(MPM事務局内)

資料をお読みになる前に…

- 本資料は『公募要領』に準拠しておりますが、概要を掴んでいただくために、内容を一部簡略化・補足しております。
→ **詳細は本公募HP** (https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100518.html) **をご覧ください。**
- 本事業における【1】調査事業 及び【2】実証事業は異なります。
なお、**応募要件を満たせば同時応募は可能**です。但し、個々に提案書をご提出いただきます。
- 本資料の各スライドの右上に、**公募要領/仕様書の対応ページ・項目**を示しております。
例：公募要領 p.▲ 項目1.(1)、仕様書 p.▲ 項目2.
- 適宜、補足として下記の吹き出しを入れております。記載内容をよくご確認ください。



1 事業概要

2 提出書類

3 提出方法

4 実施計画書(提案内容)の書き方

5 お問い合わせ

1. 事業概要

本事業では、我が国において、事業会社が保有する革新的な技術等を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップを創出する「スタートアップ創出型カーブアウト」の加速・促進に向けて、調査及び導入に向けた下記2事業を実施します。

【1】調査事業

カーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出について、これまでの国内外の先事例等を調査するとともに、その促進に向けた普及・啓発に関する取組を調査する事業です。

【2】実証事業

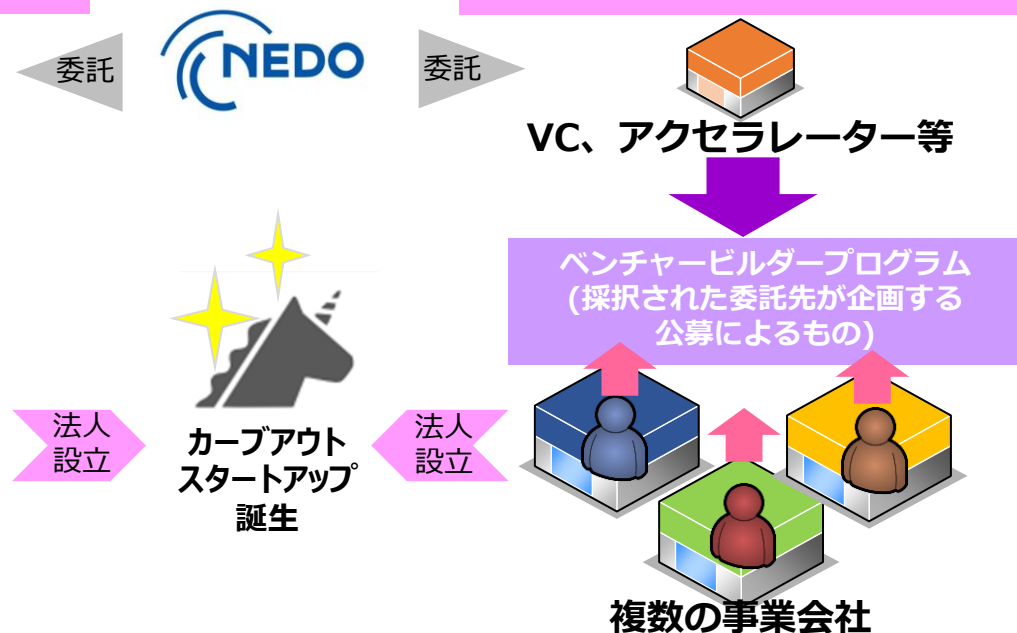
カーブアウトによるディープテック・スタートアップの創出等を、下記2パターンで実証する事業です。

- ①事業会社において実施する「パートナー型プログラム」
- ②複数の事業会社から起業家人材を募り実施するマルチプル型プログラム

①パートナー型プログラム



②マルチプル型プログラム



事業会社とは

- ・ 比較的安定した事業基盤(※1)を有していることにより、継続的なキャッシュフローが見込まれる営利法人

(※1)複数年にわたって利益を稼得しているプロダクトを有している、プロダクトを継続的に購買する顧客のネットワークを有している、特定のマーケットにおいてある程度のシェアを有している等

スタートアップ創出型カーブアウトとは

- ・ 事業会社で研究開発が実施されたものの事業化に至らず十分に活用しきれていない技術等について、当該事業会社からその社員等(※2)が、その技術の提供（特許権等の譲渡や独占的实施権の付与など）を受け、当該事業会社を退職等し、新たにスタートアップを立ち上げ、VC等の社外の資金提供者から資金を調達しながら事業化に向けた研究開発や事業開発を行うこと

(※2)当該技術の開発に携わっていた研究者・技術者や、経営者候補人材（客員起業家（Entrepreneur in Residence「EIR」））として参画する人材その他の外部人材を含む。

- ・ ここでは、創業者自らも出資するなどにより**スタートアップ側に経営の主導権(※3)**があり、急速な事業成長に向けてVC等から資金を複数回調達することを前提とした資本政策をもとに、元の**事業会社とは独立して事業を進める事業体**を想定

(※3)元の事業会社の持ち株比率に関わらず、経営の主導権がスタートアップ側にあり、スタートアップとしてのファイナンスを実行しながら事業を進める見込みである場合も含む。

- ・ 経済産業省所管の**鉱工業技術(※4)**の開発及び実用化に取り組むこと

(※4)例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。

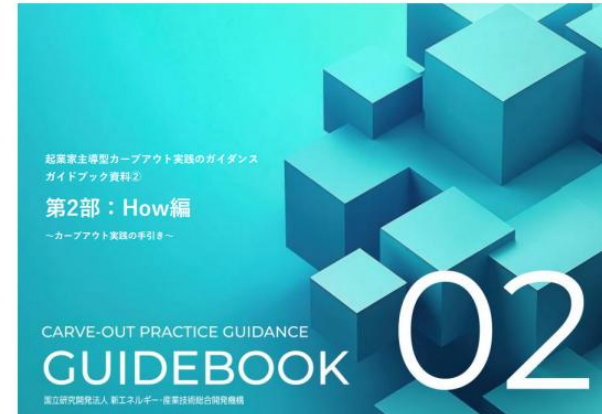
起業家主導型カーブアウト実践のガイダンス資料

掲載ページ：https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100248.html

〔1〕 第1部 Why編



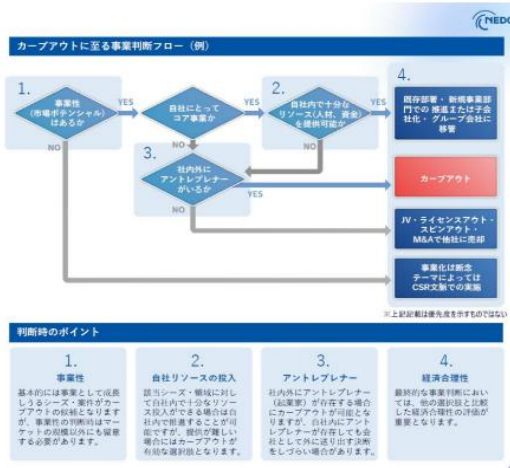
〔2〕 第2部 How編



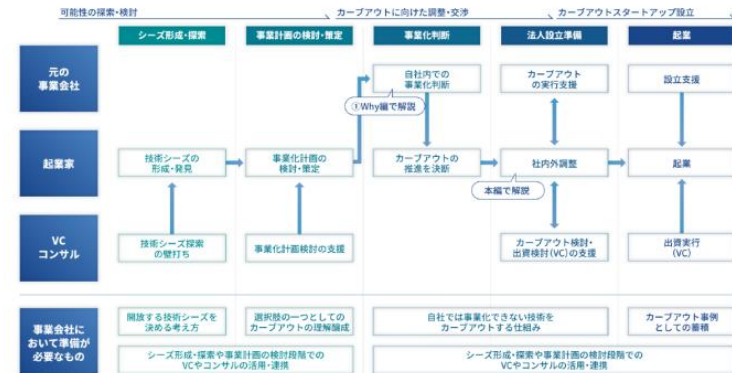
事業判断におけるカーブアウトの位置づけ

右図はカーブアウトに至るまでの事業判断フローです。

市場がチャンスはあるものの、自社内で十分なリソース（人材や資金）を確保できないケースにおいて、社内外にアントレプレナーが存在する事業については、カーブアウトが有効な選択手段となります。



技術シーズ型カーブアウトのモデル・フロー



これまでの成果を掲載しておりますので、ご応募の前にご一読をお願いします！

【1】調査事業

対象者	予算規模 (負担率：100%NEDO 負担)	事業期間
該当の対象範囲を満たす企業等。 「対象範囲」は本紙9頁参照。	6,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度～2027 年度。 具体的には NEDO が指定する日から 2028 年 3 月 31 日(金)

【2】実証事業

項目	対象者	予算規模 (負担率：100%NEDO 負担)	事業期間
新規枠	該当の対象範囲を満たす VC, アクセラレーター等。	6,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度～2027 年度。 具体的には NEDO が指定する日から 2028 年 3 月 31 日(金)
加速枠	該当の対象範囲を満たす 2024 年度【2】実証事業の採択者。(※)	3,000 万円(税込み)以内/件	2026 年度のみ。 具体的には NEDO が指定する日から 2027 年 3 月 31 日(水)

(※) これまでの成果を基に、加速的且つ更なる挑戦的な実証となる提案であること。

●採択予定数

【1】調査事業：1社程度。

【2】実証事業：2～4社程度(新規枠及び加速枠を含む)。

【対象範囲】

次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独で受託を希望する企業等

- a. 当該事業又は関連事業についての調査実績を有し、かつ、調査目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDOが調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

【対象者】

上記の対象範囲を満たす企業等。

本業務の提案は、原則として**代表機関が単独**で提案してください。
主たる提案者の専門性等を最大限生かし、相補的かつ発展的な説明ができる場合は、外注、再委託等により協力体制を構築して提案することもできます。

下記の業務を行っていただきます。

実施項目A：情報収集・整理

実施項目B：広報・連携

実施項目C：運営補助

《ポイント》

試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案してください。

なお、具体的な実施内容及び方法は採択決定後に本仕様書や提案書の内容等を基にNEDOと実施者の間において協議の上、変更をする場合があります。

実施項目 A 情報収集・整理

- これまでの**調査結果及び国内事例**を踏まえ、スタートアップ創出カーブアウトに繋げるにあたり
 - ・事業会社側のカーブアウトへの理解や社内体制整備
 - ・カーブアウト事業者の準備・研究開発等の活動が支援されるように更なる情報を補完・拡充するとともに事業会社への導入活動に有効と考えられる資料として整理を行うこと。
- スタートアップ創出型カーブアウトが、スタートアップとして**事業化を目指す活動における課題やその解決手法も含めた優良事例**について、10事例程度を目安に情報収集し整理してください。
- スタートアップ創出型カーブアウトに資する**海外事例を情報収集し、国内のカーブアウト発掘/創出を加速させる形で応用できる事例**を整理・提示してください。海外事例の収集にあたり、我が国の現状に類似しており且つ知見を活用できるものが望ましく、地域や分野、規模の大小も含め事例数は問いません。

提案書への記入にあたっては、事前調査、実績等で把握している最大限の情報を記載し、本事業において実施する項目、方針、計画等を具体的に明示してください。

なお、本調査等の実施に当たっては、過去の調査との重複を避けるなど、先行調査における調査等の内容を十分に精査した上で実施計画を提案してください。

《参考》カーブアウト関連情報

- ・研究開発成果を活用した事業創造の手法としてのカーブアウトの戦略的活用に係る研究会
- ・起業家主導型カーブアウトの実践ガイダンス
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/carve_out/index.html（経済産業省HPより）
- ・起業家主導型カーブアウト実践のガイダンス資料

本紙7頁参照。

実施項目B 連携・広報

●実施項目Aを踏まえ、カーブアウトの普及・促進・浸透のために下記等を踏まえた広報を実施すること。

- ・あり方や手法等を研究・勉強する場、業界団体と連携し検討する場の実施、カーブアウトを想定しているスタートアップ/支援者/大手企業/有識者等のワークショップ等の実施及び運営事務局（**事業期間中に10回程度**）
- ・100人程度を想定したイベント(一部ハイブリッドも含むもの、**8回程度**)
- ・各種メディア媒体を活用した露出の機会（**8回程度**）
- ・それらを通して、カーブアウト未実施の事業会社への導入活動（**10社程度**）

※なお、実施回数・規模については、効果を鑑みた理屈が立つ場合は数値を追うものではなく代替企画等を提案できることとしますが、実施にあたってはNEDOと協議の上変更できることとします。

※上記の「イベント」は「【2】実証事業」の受託者や、ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEDO Entrepreneurs Program：「NEP」）のうち躍進カーブアウトA・カーブアウトBの実施者、当該受託者が実施するプログラムの参加者、当該プログラムを端緒に設立されたカーブアウト・スタートアップ等を交えて実施する回を含むこととします。

●イベント等やカーブアウト未実施の事業会社への導入活動により潜在的なカーブアウト実施想定者を対象に、カーブアウト創出に向けた質問/疑問等に応える体制を設け、本活動を通じてカーブアウトへの意識/期待値が高まった事業会社を【2】実証事業の担当者へ受け入れて頂く形で促すように引継ぎを行うこと。またその効果検証を行うこと。

提案書においては、それらの効果的な手法を提案すると共に、アプローチするターゲット像、適切と思われるイベントの形態やメディア媒体及びその理由などを明記してください。

実施項目C 運営補助

- 「【2】実証事業」の受託者の取組について、進捗管理を行うとともに、各社が実施するプログラム等を横断的且つ分野・業界別・事業会社の体制別等、多様な取り組みが分かるように整理するとともに取りまとめを行ってください。その際、NEDO等が支持する関係機関等や受託者同士の連携を進めてください。
- 「【2】実証事業」を推進するにあたり、NEDOのとりまとめ等諸業務について運営を補助してください。なお提案書においては、上記を推進するための実施体制等を想定して提案してください。

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。各費用の詳細は、マニュアルを参照してください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2026.html

- ・プログラム導入先となる事業会社やスタートアップ等が取り組む**研究開発に係る費用(※1)**は**対象外**です。
(※1)機械装置等費、研究開発に携わる研究者等の労務費、その他経費等

- I. 労務費
- ・本事業の**従事者の労務費を計上可**。
 - ・従事者はその役割に等によって「研究員費」「補助員費」となります。
 - ・提案者等が整備している就業規則等を遵守して計上してください。
 - ・実施体制図に記載された従事者のみ計上可。
 - ・**提案者の本来業務と本業務が同一/類似する場合、明確に区別したうえで必要経費を計上**すること。

II. その他経費 本事業の実施に必要であること前提。

- ①消耗品費：購入に要する経費の計上可。
- ②旅費：滞在費、交通費、諸費等(国内,海外問わず)。なお提案者が整備した旅費規程に順守すること。
なお、本業務期間外に開催されるNEDO主催の報告会等への参加に係る旅費は対象外です。
- ③外注費：請負外注等に係る経費の計上可。
- ④諸経費：会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費等の計上可。

- III. 間接経費
- ・委託先及び再委託先等の管理等に必要な経費を間接経費として計上可。
 - ・間接経費率は事業者の種別によって設定可能。

- IV. 再委託費
- ・**主たるプログラム構築及び伴走支援業務等を第三者に委託**するための委託費は**不可**。
一部業務を第三者に委託(※2)することは可能です。
 - (※2)事業会社等を募集する業務、教育・研修プログラムを実施する際の事務局業務等を想定

採択審査委員会では、主に以下の観点から提案者を評価・審査します。

a. 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか。

試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案されていること。

b. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか。

仕様書に記載のある実施内容に呼応する形式で項目を立てて、定義、方法、考え方等について説明した上で、課題選定と対応策、重要点、取りまとめ手法をわかりやすく整理されていること。

c. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか。

全体スケジュールにおいて、どこに位置づけされるのか、事業期間における時間軸がわかるようにした上で、アウトプットイメージ、独自性がわかるように提案されていること。

なお、「【2】実証事業」においては、プログラム導入先の事業会社及び社員等がすでに確定しているもの、プログラムに対して事業会社の経営層が積極的に参加を総務・法務・知財等の部門横断的なルール体制の策定が見込まれるもの等主体的かつ具体的な提案を高く評価します。ただし、本事業趣旨を鑑みて、プログラム導入先の事業会社及び社員等を広く新規開拓・発掘し、その導入の工夫等を含めて実現可能性のある主体的かつ具体的な内容であることとします。

**本事業は【1】調査事業のため、
灰色箇所は対象外。**

d. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）。

日本全国に所在する事業会社の取り組みや技術シーズ等、スタートアップの経営や技術的な事業化ニーズ等の情報に精通しており、事業会社等と連携でき、それらの実績を有していること。

e. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものであるか。

スタートアップ創出型カーブアウト支援の実績及び広く事業会社にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な事業会社のニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するアイデアやノウハウ等を有していること。

f. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか。

女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対して加点します。

内容	日程(予定)
公募開始	2026年4月8日(水)
公募説明会	2026年4月14日(火)
公募締切(提出期限)	2026年5月11日(月)正午まで
採択審査委員会 (外部有識者による審査)	2026年5月25日(月)
契約・助成審査委員会(NEDO内)	2026年6月上旬
採択・不採択通知の発出(=事業開始) 採択先をウェブサイト公表	2026年6月上旬
事業終了	～2028年3月31日

◀ 本日

【補足】

対象者は、プレゼンテーション審査を実施します。

最大9:00～17:00を予定しておりますので、お時間の確保をお願いします。

なお、対象者には、発表時間等の詳細等について、後日ご連絡します。

2. 提出書類

提出書類

《提出書類 様式の入手方法》

本公募ページの下部にある「資料」欄より「書類一式(zipファイル)」をダウンロードし、提出書類の様式を入手ください。

【本公募ページURL】

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100518.html

資料

1 公募要領 (475KB)

2-1 仕様書【1】調査事業 (230KB)

2-2 仕様書【2】実証事業 (249KB)

3 書類一式 (Zipファイル) ※提案書(様式1), 別添1~2資料 他 (478KB) ←

参考1 事前相談申込書フォーマット (11KB)

参考2 契約に係る情報の公表について (99KB)

参考3 秘密情報等の管理に係る特別約款 (2022年3月改正) (93KB)

《提出書類 一覧》

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。
なお、提出時は下記の書類一式を一つ zip ファイルに纏めてください。

提出書類	
様式1 提案書 (PDF)	……本公募ページから要ダウンロード
別添1 提出書類チェックリスト (PDF)	……本公募ページから要ダウンロード
別添2 NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス (PDF)	……本公募ページから要ダウンロード
直近の事業報告書 (PDF)	
直近3年分の単体/連結財務諸表 (原則、円単位) (※) (PDF)	
その他提出が必要なもの(ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況等) (PDF)	……必要な場合のみ。

3. 提出方法

電子申請システム「jGrants」上で、代表提案者が必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。
詳しくは公募要領をご参照ください。

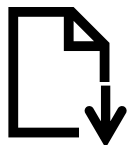
なお、持参、郵送、FAX又はE-mailによる提出は原則受け付けません。

※応募にはGビズIDの取得が必須となりますのでご準備ください。

【補足】

GビズIDの取得には2週間程度かかる可能性があります

ステップ1



NEDOの本公募ページから
提出書類一式の様式を
ダウンロードして作成

ステップ2

jGrants

NEW



1. 該当する補助金ページに
アクセス



2. GビズIDを取得して
ログイン



3. 必要情報の入力・
資料アップロード後、申請

【提出先】

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYAPMA5?wfid=a0XJ2000006k4x3MAA>

①jGrantsにアクセス

「ログインして申請する」ボタンを押してください

2026年度「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業」の公募

概要	
制氏名	P23007_研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業
補助金のキャッチコピー	
補助金のサマリー	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) は、2026年度「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業」の実施を広く一般に公募いたします。本件について要託を希望する方は、NEDO HPをご覧ください。 https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100318.html
補助上期	-
補助率	
類型	
条件	
業種	学術研究、専門・技術サービス業
従業員数の上限	従業員数の制約なし
利用目的	研究開発・実証事業を行いたい
当サイトの代理申請	不可
詳細	一覧に戻る ログインして申請する

②入力・申請

「申請」画面にて、情報入力し、「添付資料一式」欄にて提出書類を選択し、申請してください

申請	
申請先情報	
補助金名	2026年度「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業」の公募
申請フォーム名	[1] 調査事業
事業者基本情報	
■GピズID等の事業者情報が自動入力されています。	
事業形態	法人番号/事業者識別番号
法人名/屋号	
代表者名/個人事業主氏名(姓)	代表者名/個人事業主氏名(名)
申請担当者の連絡先	
■GピズIDのアカウント利用者情報が自動入力されています。必要に応じて修正ください。	
G 会社部署名/部署名	
0 / 64	

③jGrantsからのメール自動送信

「申請完了」時または「差戻し」時に案内メールを自動送信

申請完了時

送信元 jGrants <no-reply@jgrants-portal.go.jp>
件名 補助金申請が提出されました(【事業の名称】:【補助金名】)
本文
こちらはjGrants事務局です。
下記の申請が「申請済み」になりました。

補助金名:【補助金名】
事業名称:【事業の名称】
提出申請:【申請フォーム名】

差戻し時

送信元 jGrants <no-reply@jgrants-portal.go.jp>
件名 補助金申請が差戻しされました(【事業の名称】:【補助金名】)
本文
こちらはjGrants事務局です。
下記の申請が「差戻し対応中」になりました。

補助金名:【補助金名】
事業名称:【事業の名称】
提出申請:【申請フォーム名】
差戻し/差却コメント:【差戻し/差却コメント】
※差戻し/差却コメントに、添付されたファイルがあります。

申請

申請先情報

補助金名 2026年度「事業会社等が保有する革新的な技術を活用したカープアアウトによるディープレック・スタートアップ創出等促進事業」の公募
申請フォーム名 【1】調査事業

事業者基本情報

■GビズID等の事業者情報が自動入力されています。

事業形態

法人番号/事業者識別番号

法人名/屋号

代表者名/個人事業主氏名(姓)

代表者名/個人事業主氏名(名)

申請担当者の連絡先

■GビズIDのアカウント利用者情報が自動入力されています。必要に応じて修正ください。

必須 会社部署名/部署名

0 / 64

必須 担当者氏名(姓)

必須 担当者氏名(名)

必須 連絡先電話番号

必須 担当者メールアドレス

【補足】

【1】調査事業であることをご確認ください。

◀ 自動入力されているため必要に応じて修正ください

事業基本情報

- 「事業の名称」は、提案件名を記載してください。
- 「事業開始日の決定方法」は、「交付決定日から開始」を選択してください。なお、実際の事業開始日は別途NEDOが指定した日となりますのでご注意ください。
- 「事業終了日」は、提案の事業終了日を選択してください。公募要領で実施期間が定められている場合は、その事業終了日を選択してください。（実施期間が年度表記の場合は、終了年度の末日（3月31日）を選択。）
- 委託事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」及び「補助金交付申請額（合計）」については、提案書に記載された事業期間全体の合計額を入力（全ての欄に同一の提案総額を入力）ください。
- 補助・助成事業の場合は、「補助事業に要する経費（合計）」、「補助対象経費（合計）」の欄には、提案書に記載された事業期間全体の合計額（自社負担分+NEDO負担分の合計値）を入力し、「補助金交付申請額（合計）」には、合計額のうちNEDO負担分の金額を入力してください。
- 「補助事業に要する経費（合計）」「補助金交付申請額（合計）」「補助対象経費（合計）」は半角数字で入力ください。半角数字以外は入力できません。

必須 事業の名称

必須 事業開始日の決定方法

交付決定日から開始

◀ 「交付決定日から開始」を選択

指定日から開始

事業終了日と同日

事業開始日（公募・交付申請時）

必須 事業終了日（公募・交付申請時）

「指定日から開始」以外を選択した場合、「事業開始日」の値は無効となります。

必須 補助事業に要する経費（合計）

必須 補助対象経費（合計）

必須 補助金交付申請額（合計）

事業終了日は
2028年3月31日を超えない日付
を設定してください。

ガイドの通り「事業に要する経費」と「対象経費」には
同一額を入力してください。
また、こちらに記入する金額は、**提出書類（「提案書（様式1）」**
に記載した額と同一にしてください。

【補足】

“補助”とありますが、本件は“調査委託”
事業として読み替えてご入力ください。

提案概要

必須 代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）

0 / 300

必須 提案の概要（400文字以内）

0 / 400

必須 提案内容・手法のポイント

0 / 600

必須 調査目標（KPI）

0 / 300

必須 提案額（年度別）

0 / 300

再委託先法人名（複数の場合は、列記）

0 / 300

再委託先提案額（年度別）

0 / 300

外注先法人数

■責任者名（法人毎に列記。委託事業のうち、調査の場合は業務管理者（統括責任者含む）、研究開発の場合は研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む）。補助事業の場合は主任研究者。）

必須 責任者名（所属部署・職名含む）

0 / 300

■利害関係者無しの場合は「無し」と記載

必須 利害関係者

0 / 300

◀ こちらの記入する概要は、提出書類（「提案書（様式1）」に記載した内容と同一にしてください。

◀ 提案書（様式1）と記載を揃える形でご入力ください。

添付資料一式

必須 添付資料一式

公募要領のとおり、zipファイルで一式を添付ください

利用規約

必須 利用規約に同意する

はい

同意いただけない場合、申請できません。
利用規約 [プライバシーポリシー](#)

◀ 提出書類を1つにまとめたzipファイルをこちらに添付してください。
また、zipファイル名は下記の通りをお願いいたします。

・カーブアウト2026_提案企業名_【1】調査事業.zip

※適宜、ファイル名の「提案企業名」は修正してください。

《計 18項目》

記入方法・記入欄をよくご確認ください！

- ①調査名
- ②代表法人番号 (13桁)
- ③代表法人名称
- ④申請担当者氏名
- ⑤申請担当者所属部署
- ⑥申請担当者電話番号
- ⑦申請担当者 E-mailアドレス
- ⑧事業終了日
- ⑨事業に要する経費/対象経費/申請額 (合計)
- ⑩提案枠 (一般枠・加速枠) ※【2】実証事業者のみ
- ⑪調査目標 (KPI)
- ⑫調査概要 (400字以内)
- ⑬提案額 (年度別)
- ⑭再委託先法人名 (複数の場合は、列記)
- ⑮再委託先提案額 (年度別)
- ⑯外注先法人数
- ⑰利害関係者
- ⑱提案書類 (提案書類一式のアップロード)

【補足】
【1】調査事業の方は
入力不要です。

2026年5月11日(月) 正午 アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。

公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

※なお、NEDO公式Xをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをXで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。
(<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>)

5. 実施計画書(提案内容)の書き方

《前置き》

- ・ **提案書**内の「青字」の補足説明に従って、記載してください。
- ・ 「青字」は全て削除してください。
- ・ スライド枚数等の制限がある場合は厳守してください。
- ・ **提案書様式は『ppt形式』でご作成いただいたご提案でも構いませんが、NEDO所定の提案書様式(次頁以降ご参照)の内容を踏まえて漏れなくご記載**ください。

【補足】

5/25に実施予定のプレゼンテーション審査では、提案書を用いてプレゼンテーションをしていただきます。
差し替えは想定しておりません。

【補足】

- ・ 採択決定後は、採択者に対して、**実施計画書の提出を依頼**します。採択通知日から**1か月程度での提出**をご依頼します。そのため、「**実施計画書**」を見越して、**当該情報を記入する表等を作成**していただくと効率的です。
- ・ 実施内容や積算等の詳細情報を記載していただきますので、事務処理マニュアルをよくご確認の上、十分な作業時間を確保してください。
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2026.html
- ・ なお、NEDOでは契約管理において**PMSシステム**を導入しており、実施計画書送付状の送付等から省略しています。まずは、PMS登録をお願いいたします。
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/nedopms.html>
- ・ なお、採択者に提出いただく「実施計画書ひな型」は下記URLにありますので、事前に記載内容等をご準備いただくことも可能です。
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/keikaku_format_2026.html

	様式1
提案書作成上の注意	
1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。	
2. 提案書の下中央にページを入れてください。	
3. ページ数が多くなる場合には、必要に応じて目次を作成してください。	
4. 提出時には本ページ（提案書作成上の注意）及び吹き出し・青字部分は削除してください。	

【補足】

本ページは記入事項はございませんが、注意事項4点をしっかりとお読みください。

※本ページは削除し、ページを詰めてください。

[表紙]

「〇〇〇〇に関する調査」に対する提案書

■応募する調査名を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

調査名

「〇〇〇〇に関する調査」

■応募する調査名を記載してください。

上記の件について貴機構の調査事業を実施したく、下記の代表者名で提案させていただきます。

法人名	代表者の役職・氏名
〇〇〇〇株式会社	代表取締役社長 〇〇 〇〇

【代表法人連絡先】

法人名 〇〇〇株式会社

所属 〇〇〇部 △△△課

役職名 〇〇〇〇〇部長

氏名 〇〇 〇〇

TEL △△△△-△△-△△△△ (代表) 内線 △△△△

※日中連絡がつく連絡先を記載

E-mail *****@*****

■代表者は、企業の場合は代表権のある方とします。

■採択・不採択通知の宛名になりますので、役職・氏名に誤りの無いよう十分ご留意願います。

【補足】

- ・ 黒字で記入してください！
- ・ 提出先（=Jグランツ）への入力情報と完全一致としてください（違う場合は不備と扱われる場合があります）。

【本文】

1. 調査の内容及び計画

(1) 調査目的

【記載要領】

- 公案要領・仕様書等の内容を踏まえた上で、本提案の目的や実施意義を簡潔に記載してください。

(2) 調査概要

【記載要領】

- 「(3) 調査内容」の概要を400字以内で簡潔に記載してください。

(3) 調査内容

【記載要領】

- 当該調査を実施するにあたり、どの程度の質・量の情報を収集し、どのように整理・分析するかなど、提案する手法や手段について、仕様書に記載の実施項目等を踏まえ、項目立てて具体的かつ詳細に説明してください。また、提案の優位性やその根拠(手法の独自性・新規性等)なども併せて記載してください。
- また各実施項目に対して、アウトプット目標について具体的に記載してください。また、そのアウトプット目標を達成するために解決すべき課題やそれを解決する手法など、具体的かつ分かりやすく記載してください。
- 取り組む調査内容について、項目毎に再委託先も含めて実施主体を明記してください。
(※)「再委託」とは、委託先(提案者)が委託業務の一部をさらに第三者に委託することをいいます。

(4) 実施計画

【記載要領】

- 上記「(3) 調査内容」について、換表でスケジュールを記載してください。また、矢印の上の()内には投入する研究員の人数を記入してください

【記載例】

実施項目	2026年度				2027年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
①×××の収集・分析	→							
②×××の調査				→				
③××委員会の開催								
④×××の作成								

2. 実施体制

(1) 人員体制

【記載要領】

- 調査の実施体制(統括責任者、業務管理者、研究員、経理責任者)について、以下の【記載例】に倣って、記載してください。必要な要素が揃っていれば、記載の形式は問いません(フローチャートの体制図の形で可)。

【補足】

下記の点を記載してください。

1. 調査の内容及び計画

- 調査目的
- 調査概要
- 調査内容 (本紙p.10~13ご参照)
- 実施計画

2. 実施体制

- (1) 人員体制

※本ページ内に収める必要はございませんが、**不用意にページが多くなりたくないよう**にしてください。

(4) 委託業務管理体制

委託業務管理上の必要とする措置を適切に実行できる体制を有していることを審査します。
経理、施設管理、対外折衝・調整等を適切に実行できる体制を図等を用いて説明してください。
フローチャート図等の形式にしていなくても構いません。

提案者が企業の場合は、以下の表に必要な事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は以下の(参考)の定義を参照してください。会計監理人の設置については、会社法第27条により大企業や特定の委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の場合の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大企業・委員会設置会社以外の株式会社も会計監理人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

企業名	従業員数 (人)	資本金 (億円)	課税所得年平均額 15億円以下(※1)	大・中堅・中小・ ベンチャー企業の 種別	会計監理人名

※1 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額。超過する場合は「0」を記載

【参考】中堅・中小・ベンチャー企業の定義

以下の(ア) (イ) (ク)又は(ニ)のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず(注)、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

(注) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

(ア) 「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を適用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種※1	資本金基準※2	従業員基準※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
販売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	80人以下

※1 業種分類は「日本標準業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常用使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みません。

(イ) 「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

- 技術研究会等であって、その直接または間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合もしくは協業組合
- 特許法施行令第10条第2号に該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、共同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工連合会)

(ク) 「中堅企業」としての企業

常用使用する従業員の数(注)が2,000人以下の企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(注) 常用使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。

また、他社への出向者は従業員に含みません。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- 研究開発費等が売上高の5%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- 申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

◆大企業の定義

上記の(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社規定する中小企業投資育成株式会社
- 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本的定章を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【補足】

下記の点を記載してください。

2.実施体制

- (4)委託業務管理体制

※本ページ内に収める必要はございませんが、**不用意にページが多くならないように**してください。

3. 予算の概算

【記載要領】

- 調査に必要な概算額について、調査委託費種算基準(※)に定める経費項目に従って、総括表を記載してください。
- (※) 調査委託費種算基準: <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- 委託先毎の再委託費の合計額は、原則として委託先の全体額の50%未満とします。

【記載例】

(単位:円)

項目	事業期間全体	2026年度	2027年度
I. 労務費	***,***	***,***	***,***
1. 研究員費	***,***	***,***	***,***
2. 補助員費	***,***	***,***	***,***
II. その他経費	***,***	***,***	***,***
1. 消耗品費	***,***	***,***	***,***
2. 旅費	***,***	***,***	***,***
3. 外注費	***,***	***,***	***,***
4. 諸経費	***,***	***,***	***,***
小計(I+II)	*,***,***	*,***,***	*,***,***
III. 間接経費 ^(注1)	***,***	***,***	***,***
合計(I+II+III) ^(注2)	**,**,***	**,**,***	**,**,***
消費税及び地方消費税(10%) ^(注3)	*,***,***	*,***,***	*,***,***
総計	***,***,***	***,***,***	***,***,***

(注)

- 間接経費率は、委託業務事務処理マニュアル(※)に基づく事業者の種別の定義によって、中小企業等は20%、大学・国立研究開発法人等は30%、その他は10%とし、I~IIの経費総額に対して算定してください。中堅・中小ベンチャー企業の種別とは定義が異なりますので、ご注意ください。なお、技術研究組合等の間接経費率は、当該組合の組合員の3分の2以上が中小企業で構成されている場合は20%、構成比率が3分の2未満の場合は10%とします。ただし、研究分担先である組合員(企業、大学等)が、その組合員単位で経理処理を行う場合は、組合毎に事業者種別により間接経費率(大学・国研等:30%、中小企業等:20%、その他:10%)を設定することができるため、IIIには組合員毎の間接経費の総計を記載ください。技術研究組合における研究分担先の経理処理の考え方については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。
- (※) 委託業務事務処理マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>
- I~IIIの各項目の消費税を除いた額の総額を記載してください。
- 応募者が消費税の免税事業者[※]の場合は、労務費、海外旅費等のように不課税の項目の場合は消費税抜き額を、その他の課税の項目の場合は消費税込み額を計上し、消費税及び地方消費税欄には記載しないでください。
- ※消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のウェブサイト等に記載がありますが、様々な要件で判定されるため、不明な場合は税理士等に御確認ください。また、国又は地方公共団体等が一般会計に係る業務として行う事業については、免税事業者と同様の取扱いとします。

【補足】

下記の点を記載してください。
3.予算の概算

※本ページ内に収める必要はございませんが、**不用意にページが多くならないように**してください。

4. 契約に関する合意

【記載要領】

- NEDOから提示する契約書(案)に合意することが実施要件となります。
- 【記載例】の青字部分を書き換えてください。
- 万が一、契約書(案)について疑義がある場合には、その旨記載するとともに、その内容を示す文書をあわせて提出ください。個別に説明させていただきます。

【記載例】

「〇〇株式会社〇〇 〇〇(表紙に記載の法人としての代表者氏名)」は、本調査の契約に際して、NEDOから提示された契約書(案)に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

【備考1】直近の事業報告書、単体/連結財務諸表(Webページで公表の場合)

⇒公表URLを本提案書中に明記する形で可。なお非公表の場合は、別途提出書類として出すこと。

【備考2】NEDO事業を実施するにあたって、経営基盤が確立していることを審査します。

過去3年間の経営状態が確認できる資料として、事業報告書及び直近3年分の財務諸表を添付資料としてください。(特記事項がなければ、特にこの様式へ記載不要で構いません)

【備考3】ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

⇒次頁以降に詳細を明記しています。対象があればご記入/証拠書類等のご提出をお願いいたします。

【補足】

下記の点を記載してください。
4.契約に関する合意

※本ページ内に収める必要はございませんが、**不用意にページが多くなるようにしてください。**

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

【記載要領】

- 2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加算評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されたことを受け、NEDOにおいてもワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して加算評価を行っています。
- 本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くろみん認定企業・プラチナくろみん認定企業・トライくろみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況について、提出時点に基づき記載ください。また証書類等の提出をお願いします場合があります。
- 加算対象となる認定等の区分については、次ページの「(参考) 加算対象となる認定等の区分」を参照ください。
- 対象は、提案書の実施体制に記載される委託先で、再委託先は除きます。
- 提出時には青字部分は削除してください。

【記載例】

提案法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日(認定が無い場合は無しと記入)
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定1段階(〇年〇月〇日)
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画(〇年〇月〇日)、ユースエール認定(〇年〇月〇日)
〇〇大学	〇名	プラチナくろみん認定(〇年〇月〇日)

【補足】

下記の点を記載してください。
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する協定等の状況

※本ページ内に収める必要はございませんが、**不用意にページが多くならないように**してください。

(参考)

加算対象となる認定等の区分

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 ^{※1} (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし ^{※2}
	3段階目 ^{※3}
	2段階目 ^{※3}
	1段階目 ^{※3}
次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ^{※4} (くろみん認定企業・トライくろみん認定企業・プラチナくろみん認定企業)	行動計画 ^{※5}
	プラチナくろみん ^{※6}
	くろみん(令和7年4月1日以降の基準) ^{※7}
	くろみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) ^{※8}
	トライくろみん(令和7年4月1日以降の基準) ^{※9}
	くろみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ^{※10}
若者雇用促進法に基づく認定 ^{※14} (ユースエール認定企業)	トライくろみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準) ^{※11}
	くろみん(平成29年3月31日までの基準) ^{※12}
	行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ^{※4, ※13}

- ※1: 「女性活躍推進法特集ページ」参照。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
- ※2: 女性活躍推進法第12条に基づく認定
- ※3: 女性活躍推進法第9条に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4: 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※5: 「くろみんマーク・プラチナくろみんマーク・トライくろみんマークについて」参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html
- ※6: 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定
- ※8: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定(ただし、※10及び※12の認定を除く。)
- ※9: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※10: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定(ただし、※12の認定を除く。)
- ※11: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定
- ※12: 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定
- ※13: 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの
- ※14: ユースエール認定制度
<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen@youthya1e-area>

6. お問い合わせ

本事業では本公募期間中も、オンラインでの個別相談を承っております。
ご要望の場合には、下記の申込要領に沿ってご連絡ください。

相談事項例

1. 事業概要



- ・事業趣旨や業務内容についてもっと詳細に知りたい

2. 応募要件



- ・応募要件を満たすか確認したい

3. 応募内容



- ・応募(提案)予定の企画内容について適合性等を相談したい

実施形式

- ・オンライン(Teams)にて実施。
- ・30分以内/1社(※開催時間は事務局が指定)

申込要領

以下の事項を明記の上、事務局宛てにメールにてご連絡ください。

<メールタイトル>

【NEDO カーブアウト】株式会社〇〇 事前相談希望

<メール添付>

事前相談申込書フォーマット

(相談希望日、相談者情報、相談内容を記入したもの)

<メール本文>

事前相談を希望する旨を明記

《お願い》

ご連絡時はこちらの通りご協力をお願いいたします！

【問い合わせ先】

NEDO スタートアップ支援部

人材支援・オープンイノベーション促進チーム

カーブアウト事務局(MPM事務局内)

MPM@nedo.go.jp

※個別相談に限らず、ご質問は上記アドレスまでお気軽にご連絡ください。
なお審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

補足資料 NEP躍進カーブアウト

2026年度「研究開発型スタートアップの企業・経営人材確保等支援事業/ディープテック分野
での人材発掘・起業家育成事業(NEP)/躍進コース」公募ページより

https://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100514.html

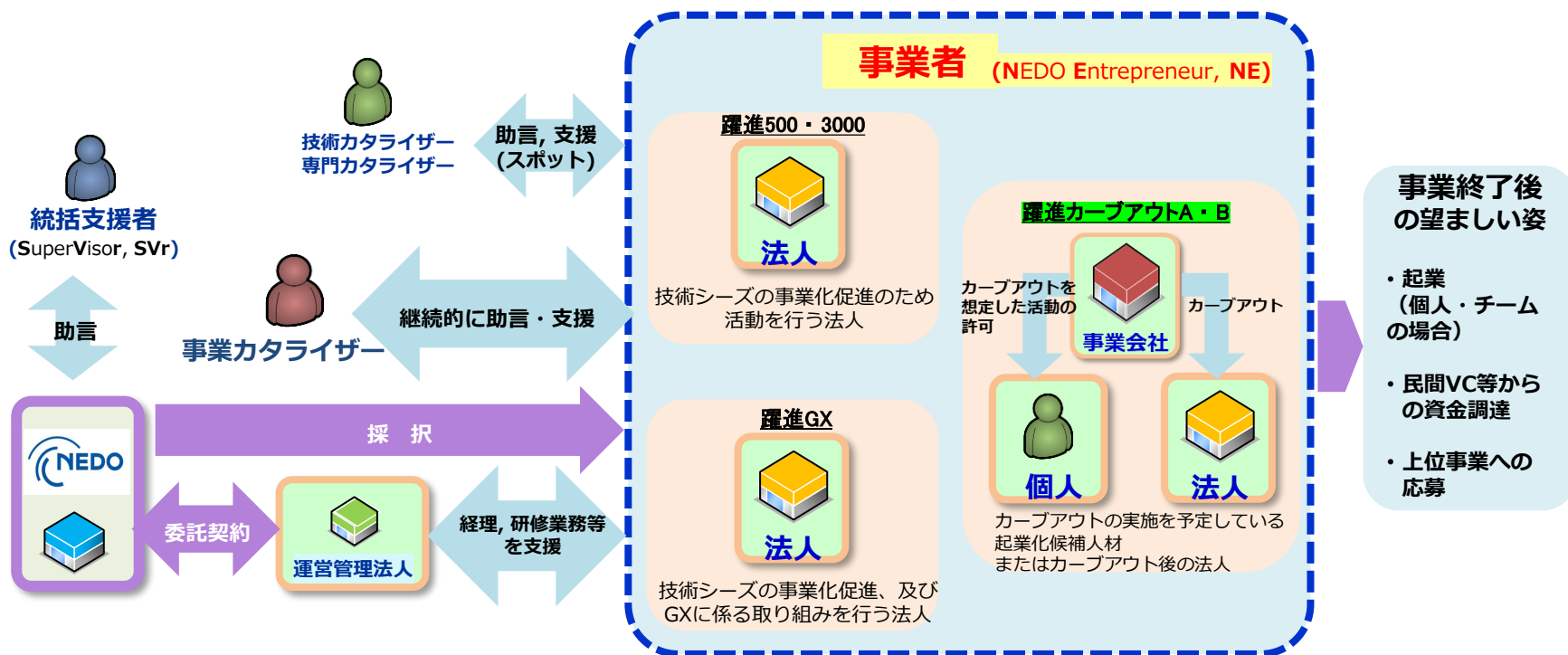
NEP躍進コース 公募説明会資料より 抜粋

躍進コース		500	3000	カーブアウトA	カーブアウトB	GX
対象者	応募時	個人・チーム又は法人		個人・チーム又は法人		個人・チーム 又は法人
	交付決定先	法人		カーブアウトを 想定している 個人・チーム	カーブアウト後の 法人	法人
活動内容		事業化可能性の調査 事業化促進に向けた研究開発、実証 (ビジネスモデルのブラッシュアップ、市場調査、試作品の設計および製作等)				
補助対象費用※1		500万円未満 (税込)	3,000万円以内 (税込)	500万円未満 (税込)	3,000万円以内 (税込)	3,000万円以内 (税込)
補助率		1/1 (NEDO負担100%)		3/4 (NEDO負担75%) ※2		1/1 (NEDO負担100%)
補助額		[補助対象費用] × [補助率1/1]		[補助対象費用] × [補助率3/4]		[補助対象費用] × [補助率1/1]
事業期間		12か月以内				

※1：課税事業者が消費税の仕入税額控除を適用している場合、消費税は補助金に含まれません。(自己負担)

※2：残り1/4は事業者側で調達する必要があります。

NEP躍進コース 公募説明会資料より 抜粋



< 事業カタライザーの役割・業務 >

- 採択者のビジネスモデルのブラッシュアップに対する助言
- 起業・VC等からの資金調達に向けた助言
- 採択者にとって有益な外部人材の紹介
- 想定顧客や技術シーズを活用できる想定現場へのコンタクト

< 運営管理法人の役割・業務 >

- 事業者の進捗管理
- 中間検査及び概算払等に係る書類作成支援
- 経理業務に対する支援・管理等の実施
- 研修実施における会場の確保・設営・周知
- 確定検査に係る書類作成支援

< 事業者(NE)の業務 >

- 研究開発
- 発注・納品・検収・支払等
- 検査対応
- 事業終了後のNEDOへ報告